

## 農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第3条）

<農地を買いたい（売りたい）方、農地を借りたい（貸したい）方>  
まずは、農業委員会へご相談ください。

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。  
この許可を受けないで実施した行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地の売買、貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。  
詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

### ○ 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次の要件すべてを満たす必要があります。

- ・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（全部効率利用要件）
- ・ 法人の場合、農地所有適格法人の要件を満たすこと（農地所有適格法人要件）
- ・ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

※ 農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

### ○ 農地法第3条許可事務の流れ

- ・ 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続き等を説明します。
- ・ 音更町農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を30日と定め、迅速な許可事務に努めております。

なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

### ○ 申請者の方の流れ

申請についての相談

※ 農業委員会事務局までお越しください。  
制度についての簡単なお問い合わせなら電話でも回答できます。  
[住所：音更町元町2番地、TEL：0155-42-2111]

申請書の記入

※ 申請内容に応じて申請書（HP、農業委員会にあります）をご記入いただきます。  
なお、記入に当たっては別添の記入例をご参照ください。

必要書類の入手

※ 別添の必要書類一覧表をご参照ください。  
なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。

申請書提出前の再確認

※ 記入もれや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合がありますので、

申請前に記入例や必要書類をチェックリストでご確認ください。

申請書の提出／受付

- ※ ご足労ですが農業委員会事務局までお越しく下さい。  
提出時に記載内容に不足等が無いかを確認するため、  
時間には余裕を持ってお越しく下さい。

### ○農業委員会等の流れ

(申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は30日です)

申請書の提出／受付

- ※提出締切日までに提出をお願いします(毎月初め)。  
締切日の確認については、事前にお問い合わせください。

申請内容の審査

- ※ 申請書の記載内容にもれがないか、農地法第3条の許可基準に  
適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に  
確認いたします。また、現地調査等を行います。

農業委員会総会

- ※ 毎月25日前後に農業委員会総会で許可・不許可についての  
農業委員会の意思決定を行います。

許可書の交付

- ※ ご足労ですが農業委員会事務局までお越しく下さい。  
受領手続に印鑑が必要になります。